

最高裁判所大法廷職制規程

昭和43年4月20日最高裁判所規程第3号

最高裁判所大法廷職制規程

(総則)

第一条 最高裁判所大法廷（以下「大法廷」という。）に置かれる職は、他の法令に別段の定めのある場合を除き、この規程の定めるところによる。

(訟廷首席書記官補佐)

第二条 大法廷に、訟廷首席書記官補佐を置く。

2 訟廷首席書記官補佐は、裁判所書記官又は裁判所事務官の中から、命ずる。

3 訟廷首席書記官補佐は、訟廷事務並びに大法廷及び小法廷の庶務に関し、訟廷首席書記官を助ける。

(その他の職)

第三条 大法廷に、この規程に定める職のほか、最高裁判所事務総長の定めるところにより、所要の職を置く。

附則

この規程は、昭和四十三年五月一日から施行する。